

③ 給付について

老 齢 基 礎 年 金

原則65歳から生涯受給できます。

希望すれば、繰上げ・繰下げ受給ができる制度もあります。

年金額（令和7年4月～）

831,700円（年額）
（829,300円）※¹

69,308円（月額）
（69,108円）※¹

この額は、20歳から60歳までの40年間すべての保険料を納めた場合の年金額です。

保険料の未納や免除期間がある場合は減額されます。



老 齢 基 礎 年 金 を 受 給 する ため に は

受給資格期間（保険料を納めた期間と免除期間を合わせた期間）が原則として10年以上あることが必要です。

※¹ 昭和31年4月1日以前生まれの方

※年金額は、前年の消費者物価や賃金の変動によって毎年度改定されます。

障 害 基 礎 年 金

けがや病気で障害年金の等級1級・2級の状態になったときに受給できます。受給要件についてはお問い合わせください。

年金額（令和7年4月～）
[1級/年額] 1,039,625円
（1,036,625円）※¹
[2級/年額] 831,700円
（829,300円）※¹
※子がいる場合は、加算があります。

子の年齢要件

- ・18歳の誕生日の属する年度末日(3月31日)を経過していない子
- ・20歳未満で障害年金の等級1級または2級の障がいの状態にある子

障 害 ・ 遺 族 基 礎 年 金 を 受 給 する ため に は

初診日(遺族基礎年金の場合は死亡日。以下「初診日等」という)の前日に次の①または②の納付要件を満たすことが必要です。

①初診日等のある月の前々月までの年金加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。

②初診日等のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

※ 初診日とは、障がいの原因となったけがや病気について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日です。

遺 族 基 礎 年 金

国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格を満たした人などが亡くなったとき、その人に生計を維持されていた子のいる配偶者、または子が受給できます。

年金額（令和7年4月～）
（年額）
831,700円＋子の加算額
（829,300円＋子の加算額）※¹
子がいる場合の加算額
第1子・2子 各239,300円
第3子以降 各79,800円

◇ 付 加 年 金 ◇

定額保険料(17,510円)に付加保険料(月額400円)をプラスして納めることで、受給する年金を増やせます！

●例えば、20歳以上60歳未満の40年間付加保険料を納めていた場合の付加年金受取額(年額)は・・・
200円×480月(40年間)＝96,000円が基本額に加算されます。
＜付加保険料を納めた分は、
受給2年以上でプラスに！＞

※申し込んだ月からの加入となります。
さかのぼって納付することはできません。
※保険料免除・納付猶予などの承認を受けている方は加入できません。



なかしべつ町 国民年金ガイド

発行
令和7年 6月
中標津町役場
住民保険課 保険年金係

公的年金は、やがて迎える老後や、万が一けがや病気で障がいが残ったとき、一家の働き手が亡くなったときに年金を受給できるよう、保険料を出し合ってお互いを支え合う社会保障制度です。



① 国民年金に加入する方

- ◆ 日本国内に住む**20歳以上60歳未満**のすべての方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。
- ◆ 国民年金の加入者のことを『被保険者』といい、職業などにより3種類に分かれています。

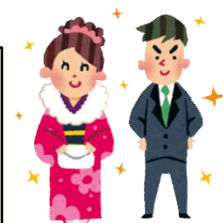
区 分	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対 象	第2号被保険者・第3号被保険者以外の方 (自営業・学生など)	会社員・公務員など 厚生年金の加入者	第2号被保険者に 扶養されている配偶者
保 険 料	月額 17,510円 ご自身での納付が必要です	給料から天引きされた本人負担分と事業主負担分を合わせて 勤め先が納付します。	配偶者(第2号被保険者)の加入 している年金制度が負担します。
手 続 き 先	中標津町役場 住民保険課 保険年金係	勤務先 	配偶者の勤務先

20歳になったら国民年金

20歳になってから概ね2週間以内に日本年金機構から【国民年金加入のお知らせ】、【国民年金保険料納付書】
【国民年金の加入と保険料のご案内(パンフレット)】、保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒が送付されます。【基礎年金番号通知書】は別に送付されます。
※ 厚生年金に加入している方(第2号被保険者)を除きます。

なお、20歳になったときに、配偶者(第2号被保険者)の扶養となっている方は、配偶者の勤務先へ連絡し、第3号被保険者の手続きをしてください。

基礎年金番号通知書	
基礎年金番号	××××-××××××
氏名	年金 太郎
生年月日	平成××年×月×日 令和××年×月×日 交付 厚生労働大臣



《 こんなときは届出を… 》

届 出

- 退職したとき
- 配偶者の扶養から外れたとき(配偶者が退職したとき、本人の収入増、離婚したときなど)
- 勤めている配偶者が65歳になったとき
- 任意加入したいとき
- 海外に居住するとき
- 海外から帰ったとき

必 要 な も の

- 厚生年金の資格喪失日(配偶者の扶養から外れた日)の分かる書類
(例)資格喪失証明書、雇用保険被保険者離職票など
- 基礎年金番号またはマイナンバーのわかるもの(年金手帳・基礎年金番号通知書など)
- ご本人確認できる書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)

問 い 合 せ (相 談) 先

○資格関係
中標津町役場
住民保険課
保険年金係
0153-74-0845

○給付関係
釧路年金事務所
0154-25-1522
☆年金についてご相談したい場合
中標津町役場にて出張相談所を月に2回
開設しております。【完全予約制】

釧路年金事務所に電話を掛けますと・・・
○音声ガイド(録音)が流れます。
最初の音声ガイドで「1」を押し、次の音声ガイド「2」を押すと「お客様相談室」につながります。
※ お電話の際は、基礎年金番号もしくはマイナンバーのわかるものをご用意ください。

《 年 金 額 を 増 や し た い と き は … 》

免除等の期間の保険料を納付（追納）する

免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間は、保険料を全額納付したときと比べ、将来受給する年金額が少なくなります。
追納の場合、10年前までさかのぼって納めることができるので、老齢基礎年金の受給額を増やすことができます。
ただし、3年度目以降に追納するときは、当時の保険料に加算額がつきます。

60歳以降に任意加入する / 月額17,510円（令和7年度）

次のすべての条件を満たす方が任意加入することができます。

- 日本国内に住む60歳以上65歳未満の方
- 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- 20歳以上60歳未満まで保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
- ※ さかのぼって任意加入することはできません。
- ※ 納付方法は原則、口座振替またはクレジットカード払いとなります。

老 齢 基 礎 年 金 を 繰 下 げ 受 給 する

- 66歳以降75歳まで年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。
(75歳を選択した場合、65歳と比較して最大84%アップ)

② 保険料について

保険料の納付方法

<口座振替>

希望の口座から自動的に引き落としされます。通帳、金融機関届出印、基礎年金番号の分かるもの（年金手帳や納付書）をお持ちのうえ、金融機関か釧路年金事務所または住民保険課保険年金係へお申し込みください。

※ 口座振替により前納をする場合は保険料が割引になります。

<現金(納付書)払い>

日本年金機構から送付された納付書により、金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストアで納付してください。

<クレジットカード>

釧路年金事務所または住民保険課保険年金係へお申し込みください。

<電子納付>

※詳細はPay-easyのホームページをご覧ください。

<電子決済>

スマートフォンアプリの決済アプリで納付書のバーコードを読み取って納付ができます。
※対象の決済アプリ AEONPay、auPAY、d払い、PayB、PayPay、楽天ペイ

お得な前納（まとめて前払い）

☆ 6ヶ月分、1年度分、または2年度分の保険料をまとめて前納すると保険料が割引されます。

○ 口座振替・クレジットカード前納申込期限

前納の種類		申込期限	振替日
6ヶ月前納	4月分～9月分	2月末日	4月末日
	10月分～翌年3月分	8月末日	10月末日
1年前納	4月分～翌年3月分	2月末日	4月末日
2年前納	4月分～翌々年3月分		

※ 振替日が休日の場合は、翌営業日に振替されます。

◇ご利用の際は、日本年金機構から送付された納付書のうち、前納用納付書をご使用ください。

※ 使用期限を経過すると、同封の前期用納付書で納めることはできません。

○ 前納の種類・納付額・割引額

※ 令和7年度保険料 17,510円で計算

前納の種類		2年前納	1年前納	6ヶ月前納	当月末振替 (早割)	毎月納付
1回あたりの 納付額	納付書払い クレジットカード払い	409,490円	206,390円	104,210円	—	17,510円
	口座振替	408,150円	205,720円	103,870円	17,450円	17,510円
割引額	納付書払い クレジットカード払い	15,670円	3,730円	850円	—	—
	口座振替	17,010円	4,400円	1,190円	60円	—

領収（納付受託）済通知書 (国庫全) 国民年金

納付目的
国民年金保険料
(X X X)
令和7年4月分
令和8年3月分

基礎年金番号
56005 9999 9999999999 999999 99 9999999999 ZZZZZZ 9

納付期限または使用期限
令和7年4月1日 令和7年4月30日

前納や各月など、納付する月分によって使用する「納付書」が異なります。「領収（納付受託）日付等」欄、または「納付期間」欄をご確認ください。

7.4～8.3 前納 (厚生労働省年金局送付用) 1年前納

7 上期 (厚生労働省年金局送付用) 6ヵ月分前納用

7 下期 (厚生労働省年金局送付用)

7 4 (厚生労働省年金局送付用) 毎月納付用

7.4～8.3 前納 (厚生労働省年金局送付用)

7 上期 (厚生労働省年金局送付用)

7 下期 (厚生労働省年金局送付用)

7 4 (厚生労働省年金局送付用)

<< 保険料の納付に困ったとき >>

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

保険料の免除・納付猶予制度 / 申請手続きが必要です。

※ 原則申請日より2年1ヶ月前までさかのぼって申請できます。（受付期限がありますのでお早めにご相談ください。）

種 類		説 明	令和7年度 納付額（月額）	令和7年度 免除(猶予)額 （月額）	受給額に反映 する金額(年額) 令和7年度の 受給基準	受給資格 期間(10年) に計算
納 付		保険料を納めることで満額の基礎年金を受給できます。	17,510円	—	1,732円	されます
申 請 免 除	全額免除	「申請者本人」「申請者の配偶者(別居を含む)」「世帯主」それぞれの前年所得が一定以下の場合には承認されると保険料が全部または一部免除になります。	0円	17,510円	866円	○
	4分の3免除 (4分の1納付)	※一部免除の承認を受けた方は、納付すべき保険料を納付しないとその期間の一部免除が無効(未納と同じ)になりますのでご注意ください。	4,380円	13,130円	1,082円	免除後の 保険料を 納付した 期間について ○
	半額免除 (2分の1納付)		8,760円	8,750円	1,299円	
	4分の1免除 (4分の3納付)		13,130円	4,380円	1,515円	
納付猶予制度 (50歳未満)		「申請者本人」「申請者の配偶者(別居を含む)」それぞれの前年所得が一定以下の場合には承認されると保険料の支払いを猶予することができます。	0円	17,510円	0円	○
学生納付 特例制度		前年所得が128万円以下の学生は、承認されると在学期間中の保険料の支払いを猶予することができます。	0円	17,510円	0円	
産前産後 期間免除		出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月間（多胎妊娠の場合は3ヶ月前から6ヶ月間）の保険料の全額が免除されます。出産予定日の6ヶ月前から届出可能です。※産前産後免除の要件を満たしている場合には法定免除や申請免除よりも優先されます。	0円	17,510円	1,732円	
法定免除		障害年金1級または2級を受給している方や生活保護法による生活扶助を受けている方は、前年の所得に関わらず、届出することで保険料の全額が免除されます。	0円	17,510円	866円	○
未 納		保険料、または一部免除された場合の免除後の保険料を納めない状態をいいます。督促等の対象になるほか、年金受給できなくなる場合があります。	0円	—	0円	×

承認期間

申請免除・納付猶予は7月から翌年6月まで、学生納付特例は4月（または20歳誕生日、ただし1日が誕生日の方は前月）から翌年3月までです。

必要なもの

○年金手帳またはマイナンバーのわかるもの
○離職特例で申請する場合は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証のコピーなど
○学生納付特例の申請は、上記に追加して学生証のコピー（表と裏の両面）または在学証明書（原本）